

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、「かながわ生涯学習コーディネーター・インストラクターの会」と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、生涯学習の推進に民間との公正な立場で学習者への助言等の活動をするとともに行政との積極的な連携、協力を務め、合わせて会員相互の親睦と学習・研究を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、生涯学習コーディネーターとインストラクターの目的に賛同した会員により組織する。

(活 動)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 教育委員会・公民館等と連携して、学習者への情報の提供や学習に対する相談と援助指導、ボランティア活動への推進についての助言等に関する事。

(2) 小・中・高等学校と連携し子どもの環境づくりへの支援に関する事。

(3) 各種団体等からの要請に応じたインストラクター（講師）の派遣に関する事。

(4) 生涯学習インストラクターとしての資質の向上と自己研鑽のための学習会見学会・研修（講習）会を開催する事。

(5) 生涯学習及び本会と会活動の広報をするための諸活動に関する事。

(6) 幅広い情報交換や親睦会などを通じたネットワークづくりに関する事。

(7) その他、目的を達成するために必要な活動に関する事。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 事務局長 1 名

(4) 理 事 10 名以内 (5) 監 事 2 名 (6) 会 計 1 名

第 6 条 役員は役員会にて選出し、総会にて出席者の過半数の賛成で選任される。

また、その解任も役員会にて了承され、総会にて出席者の過半数の賛成で解任される。解任事由は、細則をもって定める。

第 7 条 役員任期は 2 年とする。但し再任はこれを妨げない。

役員に欠員が生じたときは、役員会にて後任者を選任し、総会に報告する。

後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 8 条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会を代表し、総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

(3) 理事は、会の円滑な運営にあたる。

(4) 監事は、会の会務・会計を監査し、総会に報告する。

(5) 事務局長は会の日常業務全般を行う。

(6) 会計は、会の会計を行う。

(7) 顧問を設ける場合は、会長の諮問に応じ、指導助言をする。

第 3 章 会 議

第 9 条 本会は、総会及び役員会をもつ。

(1) 総会は決議機関とし、年1回開催し、事業計画、会則改正、予算、決算、役員改選、その他重要な事項を決定する。

(2) 総会は会長が招集し会員総数の 1 / 2 以上の出席で成立する。

また、総会での決議は出席者の過半数の賛成により決定する。

(3) 役員会は、必要に応じて会長が招集し開催する。

緊急を要する事項が発生したときは、会長及び 役員のいずれかにより協議、決定することができるが事後、役員会に報告する。

なお役員会での決議は役員の過半数以上の出席で、その過半数以上の賛成でなされる。

第 4 章 事 務 局

第 10 条 本会の事務を処理するため、会長の指定する場所に事務局をおく。

(1) 事務局は、役員会の決議に従って、本会の事務を処理する。

(2) 事務局には、事務局長・会計をおく。

第 5 章 会 計

第 11 条 本会の活動を遂行するために、次の経費を以ってあてる。

(1) 会員会費 (2) 賛助会費 (3) 寄付金、その他の収入

第 12 条 本会の会費は、年額 1,500 円とする。

会員は退会する旨を事務局に届け出て退会できる。ただし会費を2年以上納入しないときは退会したものとみなす。

第 13 条 本会の活動を側面支援して下さる方々からは年会費 1,500 円を賛助会費としていただき、賛助会員として登録する。

第 14 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 6 章 細 則

第 15 条 本会の運営に関し必要な細則は、役員会において協議し決定し執行する。

附 則

(1) この会則は令和元年7月1日より施行する。

(2) 会の細則を次のとおり。

第1条 (役員の業務分担)

本会の業務区分を次のとおりとし各業務ごとに理事を定める。

1) 総務業務 2) 渉外業務 3) 研修企画業務

第2条 (役員の解任事由)

役員は次の「項目」に該当する場合とする。

1) 何らかの事由で役員を辞任したいとの申し出があった場合。

2) 役員会への出席率が 1/3 以下であり、役員としての資質に問題がある場合。

※ 役員会とは、正規の役員会は勿論、臨時役員会もふくむ。

3) 役職が履行不能または履行不行き届きで、他の役員の負担となる場合。

第3条 (事業部会)

本会の活動のため事業部会を置くことができる。

1) 部会委員は必要に応じ役員会に図り、会長が設置する。

2) 事業部長は役員会に出席し意見を言うことができる。

3) 事業部会は毎年活動計画を作成するものとする。

第4条（旅費）

1) 本会の活動のため費用を必要とした場合は実費の一部を旅費として支給することができる。支給する場合は、原則として無報酬の活動で役員会に図り、会長が決める。

附則

この細則は令和元年7月1日より施行する。

「かながわ生涯学習コーディネーター・インストラクターの会」会則

令和元年5月1日

所在地：神奈川県横須賀市衣笠栄町1丁目57番地
山十コーポ103

電話番号：046-897-0733

代表者氏名：(生涯学習上級コーディネーター・1級インストラクター)

都 原 聖

